

平成28年(ワ)第758号等 大垣警察市民監視国家賠償請求事件

原告;三輪唯夫外3名

被告;岐阜県、国

意見陳述書

岐阜地方裁判所 御中

(民事第2部合議係)

2020年6月15日

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 山田 秀 樹

第1 はじめに

2014年7月24日付け朝日新聞の報道によって、岐阜県警大垣署の警備課(公安警察)の警察官と中部電力子会社のシーテック社とが、大垣警察署内で、上石津町内に計画されていた風力発電施設建設に絡んで、原告4人の情報交換を行っていたことが発覚した。

この報道の時点までに合計4回の情報交換が行われ、大垣署からシーテック社に対して原告4人の様々な個人情報が提供された。

警察はその前提として、原告4人の個人情報を相当長期間にわたって収集し、保管し、利用していた。

原告4人は、警察の行為によって権利侵害を受けたとして、岐阜県警の責任主体である被告岐阜県に対して損害賠償請求(国家賠償請求)をするとともに、情報を保有する被告岐阜県(岐阜県警)と被告国(警察庁)に対して個人情報の抹消請求をしているのが、本件訴訟である。

第2 情報交換の実態

- (1) 大垣署とシーテック社との情報交換の実態が明らかとなったのは、シーテック社が大垣署とのやりとりを「議事録」(甲1)という形で残していたからである。

この「議事録」からは、原告4人についての具体的な個人情報のやり取りがなされているだけでなく、そこには直接現れていないが警察官の発言から警察が保有していることが読み取れる個人情報がある。さらに、それ以外の個人情報についても保有していることが合理的に推測される。

警察署や県警本部、さらに警察庁などに2、3年ごとに異動している警察官が、原告4人の過去の活動などについて情報提供をすることができたのは、この警察官が原告4人と長年親しく付き合ってきたからではない。警察組織として、かなり以前から原告4人について個人情報を収集し、データベース化して保管していて、異動で着任したばかりの警察官でも簡単に使えるようにしてあるからである。原告4人の個人情報が公安警察組織の中でデータベース化され、いつでも利用できる状態になっていることの権利侵害性こそが本件の争点である。

- (2) この「議事録」においてなされた大垣署とシーテック社との具体的なやり取りについて、被告岐阜県(岐阜県警)も被告国(警察庁)も、通常の訴訟では考えられない、認否さえ拒否するという訴訟態度をとっている。「警察の情報収集活動の実態が明らかになると、将来の情報収集活動に支障が生ずるから」だというのである。将来の情報収集活動? 一岐阜県民として真面目に生活をしている原告らについて継続的に個人情報を収集して来たことの問題性、違法性を反省していないばかりか、今後も同様の活動を続けるつもりであることを理由に認否を拒むとは、実に驚くべき主張である。これは、民事訴訟の当事者としての義務(民訴規則80条)に反するばかりでなく、警察の情報収集活動の適否には司法審査は及ぶべきではないといわんばかりの尊大な主張である。本件訴訟に誠実に対応しない被告らに対して、裁判所は厳しい態度で臨むべきである。

第3 権利侵害

原告4人は、警察による個人情報の収集・保管・利用によって人格権の一内容であるプライバシー権を侵害されたものである。

プライバシー権は、かつて、「ひとりで放っておいてもらう権利」という内容で説明されて来たが、その後、判例の積み重ねによって、現在では、個人に関する情報をみだりに収集・保管・利用等されない自由を含むものと解されるようになってきている。

そして、プライバシー権侵害の判断に当たっては、それが秘匿性の高い情報であるのかとか、自ら発信した情報であるのかどうかといった点は決定的な問題ではない。コンピューター化が進み、情報通信技術が発達した今日においては、些細な情報であっても、これらを集積し（データベース化）、連結させることによって（プロファイリング）、個人についての新たな知見を獲得することが可能となっている。これは、「データ媒介的のぞき見」とでも言いうる状態である。とりわけ、行政機関、その中でも公安警察は情報収集能力や情報蓄積能力が格段に高いので、データベース化やプロファイリングが行われるときには、生活実態を把握されているかのようなプライバシー権侵害の恐れが格段に高まる。

本件においても、警察は、原告4人について、個人情報を集積し、これを連結させ、分析するなどして、シーテック社に提供している。これは正に、プライバシー権侵害という他ない。

原告4人は、このプライバシー権侵害に対して、被告岐阜県に国家賠償請求を提起した。さらに、岐阜県警及び警察庁が原告らの個人情報を保有し続けている限り、本件におけるシーテック社に対するのと同様、いつ誰にどのような内容の個人情報を適当にアレンジして提供するか分からず、これによって、提供先が原告4人に実際とは異なる悪印象を抱くようになり、さらには原告4人の周囲の人々にも悪印象を抱くようになるなどして、原告4人とその周囲の人々の生活を

掻き乱し、それでも原告4人には生じている事態もその原因もわからず改善できないという権利侵害が継続することから、岐阜県警及び警察庁が保有する原告4人の個人情報の抹消請求を行っている。

第4 違法性

権利侵害が認められる以上、警察（岐阜県警警備部及び警察庁警備局）の行為は違法である。

これに対して、被告らは、公安警察による個人情報の収集・保管・利用は警察法2条1項を根拠に適法であると主張している。

しかしながら、同条は組織規範であって、公安警察の権限を定めた規定ではないので、根拠とはならない。そして、これ以外には法令上の根拠は存在しない。岐阜県警においては、原告4人の個人情報を収集等していたのは警備第1課と考えられるが、岐阜県警がホームページで紹介している同課の担当事務には、原告4人の個人情報を収集等することを窺わせるような記述はない。具体的な権限の有無以前に、その事務の範囲を逸脱しているのである。そうである以上、警察庁警備局が岐阜県警警備部から提供を受けた原告4人の個人情報を保有することも違法である。

よって、警察（岐阜県警警備部及び警察庁警備局）の行為が違法であることは動かない。

第5 まとめ

裁判所におかれては、今後、適正な証拠調べを行い、本件の事実関係を解明され、岐阜県警警備部及び警察庁警備局において原告4人の個人情報がどのように収集・保管・利用されているのかその実態を明らかにされるように要望するものである。

以上